## 「技能職員の勤務労働条件(労働安全衛生等)について」 (市従港湾支部 予備交渉議事録)

日時:令和5年5月23日(火) 17:00~17:30

場所:大阪港湾局 第2会議室

出席者

(大阪港湾局)

人事・港湾再編担当課長、人事・港湾再編担当課長代理、事務局 (大阪市従業員労働組合港湾支部)※以下「市従」と表記 書記長、調査担当部長

(局)

- ・ ただいまより、「技能職員の勤務労働条件(労働安全衛生等)にかかる予備交渉」を始めます。
- ・ それでは市従港湾支部より、申し入れ事項(案)の説明をお願いいたします。

(市従)

・ 要求書案の説明

(局)

- それでは、申し入れ事項について整理いたします。
- ・ 本件交渉の議題は「技能職員の勤務労働条件(労働安全衛生等)について」といたします。要求項目のうち、5点目の一部、6点目、7点目、8点目、9点目の労働安全衛生に関する事項及び被服に関する事項について、交渉事項として取り扱います。
- ・ その他の項目につきましては、管理運営事項が含まれるため、交渉事項に該当しないも のとして取り扱います。
- ・ なお、申し入れにつきましては、6月2日(金)17時00分より、ATCビルITM棟10階の大阪港湾局第1会議室で執り行いたいと考えております。
- ・ 出席者につきましては、総務部長、人事・港湾再編担当課長、人事・港湾再編担当課長 代理、事務局を予定しております。
- ・ 最後に、今後とも勤務労働条件の変更がある場合は、皆様方と誠意をもって協議を行ってまいりたいと考えておりますので、改めてよろしくお願いいたします。

(市従)

・ 市従港湾支部の出席者については、支部長以下全執行員9人で考えている。

## (局)

・ 以上をもちまして、技能職員の勤務労働条件(労働安全衛生等)についての予備交渉を終了いたします。